吉野川市における求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策指針

令和８年 10 月
吉　野　川　市

１．趣旨

本市では、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、本市が実施する職員採用試験、インターンシップその他の求職者等の求職活動に関連するものにおいて、本市職員が求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行うことがないよう、必要な対策を講じるものとする。

２．求職者等に対するセクシュアルハラスメントの定義

この指針において「求職者等に対するセクシュアルハラスメント」とは、本市職員による性的な言動により求職者等の求職活動等が阻害されるものをいう。

（例）・ 性的な事実関係、交際関係、婚姻予定等を尋ねること
・ 性的な内容の情報を意図的に流布すること
・ 必要なく身体に触ること
・ わいせつな図画を配布すること　等

３．求職活動等に関するルール

求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するため、本市が実施する求職活動においては、次のとおり取り組むものとする。

（１） 面接等は指定の場所及び時間に行い、それ以外の場面では実施しない。
（２） 面接等は原則として複数名の職員で対応し、密室での一対一の状況を回避する。
（３） 求職者等を食事に誘うことや、個人的に連絡先を交換する等の業務上必要のない私的な接触は行わない。
（４） 求職者等との連絡については、原則として公用の電話、電子メール等を使用する。

４．相談及び対応

求職者等に対するセクシュアルハラスメントに関する相談及び対応は、次のとおりとする。

（１） 相談は、総務課において受け付けるものとする。
（２） 相談があったときは、事実関係を迅速かつ正確に確認のうえ、厳正に対応し、再発防止に努めるものとする。なお、本市職員が求職者等におけるセクシュアルハラスメントを行った事実が確認された場合は、被害を受けた方へ配慮するとともに、当該行為を行った本市職員に対して適正な措置を講じるものとする。
（３） 関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守するものとする。
（４） 相談や事実確認への協力を行ったこと等を理由として、求職者等及び本市職員に対して不利益な取扱いをしないものとする。